

## 群馬県地域密着型サービス外部評価機関選定要領

### (目的)

第1条 この要領は、群馬県地域密着型サービス外部評価実施要綱第6条第2項の規定に基づき、厚生労働省令で外部評価を受けることが義務付けられている認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）事業所の外部評価を実施する評価機関（以下「評価機関」という。）の具体的な要件及び選定手続等について必要な事項を定めるものとする。

### (選定要件)

第2条 評価機関の選定要件は、次のとおりとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 次条の要件を満たす評価調査員を3名以上確保していること。
- (3) 認知症介護に関する学識経験者、グループホーム事業者、グループホーム事業所の利用者の家族の代表者等からなる評価審査委員会を設置していること。  
評価調査委員会は、評価に関してグループホーム事業所から異論があった場合等、必要に応じ審査委員会を開催し評価結果の決定を行う。
- (4) 評価結果について、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（以下「WAM NET」という。）」に掲載して公表することとしていること。  
また、当該手続を行う担当者を配置していること。
- (5) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に業務が行われる体制となっていること。
  - ① 別添1のカリキュラムを盛り込んだ評価調査委員養成研修実施要領
  - ② 評価申込みの手続き、評価手続、評価員審査委員会の手続、WAM NETによる情報公開等を盛り込んだ外部評価業務実施要領
  - ③ 評価の実施に関し、評価を受けようとするグループホーム事業者との間で締結する契約書の様式
- (6) 評価を行うことが不適切と考えられる次に掲げる事由がないこと。
  - ① 当該法人が自らグループホーム事業所を設置・運営していること。
  - ② 当該法人の理事会等の構成員の多くが、グループホーム事業所の事業者、従業者によって占められていること。
  - ③ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び群馬県暴力団排除条例に違反していないこと。

### (評価調査員)

第3条 評価調査員は、次のいずれにも該当する者であって、グループホームの質の向上に熱意があり、評価を適切に行う能力を有すると認められる者であること。

- (1) 別添1の標準的なカリキュラムに基づき、群馬県又は群馬県が指定した法人が実施する研修を受講している者であること。ただし、他都道府県又は他都道府県が指定した法人が実施する研修を受講している者も可とする。
- (2) 次に掲げる事由に該当しない者であること。
  - ① グループホーム事業所を運営している者（法人代表者及びグループホームの運営に直接的に関与している役員等である者）
  - ② グループホーム事業所に勤務している者
  - ③ グループホーム事業者により組織される団体の役員等である者

(選定の申請)

第4条 評価機関の選定は公募によるものとし、評価機関として選定を受けようとする法人は外部評価機関選定申請書（別紙様式1）に次の書類を添付して、知事に提出するものとする。

- (1) 法人の定款又は寄附行為及び登記事項全部証明書
- (2) 法人の理事会等の構成員の名簿
- (3) 評価調査員の名簿及び各評価調査員の履歴書並びに評価調査員養成研修修了書の写し
- (4) 評価審査委員会の委員名簿及び各委員の履歴書並びに就任承諾書の写し
- (5) 評価審査委員会の委員が団体等の職員である場合は、所属長の就任承認書の写し
- (6) 評価手数料及びその算定根拠を記した書類
- (7) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- (8) 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録
- (9) 外部評価業務実施要領
- (10) グループホーム事業者との間で締結する契約書様式
- (11) その他知事が必要と認める書類

2 評価機関の公募は、知事が必要と認めた場合、適宜、実施するものとする。

(選定)

第5条 知事は審査の結果、申請のあった法人が評価機関として適当であると認められる場合は、評価機関として選定し、外部評価機関選定通知書（別紙様式2）により当該法人あて通知するものとする。

2 知事は、評価機関を選定したときは、当該機関の名称、連絡先、評価手数料、評価調査員の数等の情報について、県内の市町村及びグループホーム事業所に通知するものとする。

(有効期間)

第6条 選定の有効期間は3年とする。

2 有効期間の更新を希望する評価機関は、有効期間の2週間前までに、外部評価機関選定更新申請書（別紙様式3）に第4条第1項各号に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。ただし、第4条第1項（8）については見込みで可とする。

（変更の届出）

第7条 評価機関は、第4条第1項に規定する書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が生じた日から30日以内に外部評価機関変更届出書（別紙様式4）に必要な書類を添付し、知事に届け出るものとする。

（廃止の届出）

第8条 評価機関は、評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3ヶ月前までに外部評価機関廃止届出書（別紙様式5）により、知事に届け出るものとする。

（選定の取消）

第9条 知事は、評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、選定を取り消すことができる。

- （1） 第2条に規定する選定要件のいずれか一つが欠けたとき。
- （2） 次に掲げる行為があったとき
  - ① 評価の信頼性を損なうような評価
  - ② 評価手数料以外の金品等の授受
  - ③ 守秘義務違反
  - ④ サービス利用者等に対する人権侵害
  - ⑤ 法令違反
  - ⑥ その他評価機関として相応しくない行為

（調査等）

第10条 評価機関は、年に一回、前年度（年度区分は、4月から翌年3月までとする。）の評価実施総括表を5月末日までに知事に提出するものとする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、評価機関に対し書類の提出を求め、評価機関の職員等から状況を聴取するなど、必要な調査を行うことができるものとする。
- 3 評価機関は、前項の調査等に協力するものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、選定に必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成17年2月8日から施行する。

附 則

この要領は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は平成30年2月8日から施行する。